平成２７年（フ）第２０１５号
横浜市泉区和泉中央南５丁目５番22号　サンロードいずみ中央102号
破産者　岡野　　誠
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１８８号
神奈川県茅ヶ崎市南湖１丁目９番25号　パル南湖Ａ
破産者　梅澤　真悟
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３２５号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目10番21号　コンフォート・レコ202
破産者　半澤久美子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３５号
相模原市南区相南４丁目３番27号　ナポリハイツ２Ｆ
破産者　佐藤　リナ（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８４号
静岡県浜松市北区根洗町522番地、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区細江町気賀10178番地の37
破産者　古橋　芳明
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
静岡県浜松市北区根洗町522番地、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区細江町気賀10178番地の37
破産者　古橋　惠子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地　59棟302号、破産手続開始決定時の住所兵庫県小野市敷地町1440番地の２
破産者　森本　大輔
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５８号
兵庫県小野市黒川町471番地の７　ハイツ神和108、破産手続開始決定時の住所兵庫県小野市敷地町1440番地の２
破産者　森本　**重**治
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第９３号
熊本県八代市鏡町鏡村173番地１（２）
破産者　園上　康広
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５８号
長崎県佐世保市天神町1201番地
破産者　株式会社常盤
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７５３号
埼玉県蓮田市蓮田１丁目３番地
破産者　有限会社のくぼ薬局
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９７号
千葉市美浜区幸町１丁目13番１棟407号、開始決定時の住所千葉市美浜区幸町１丁目８番２棟1202号
破産者　本村　正紀
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８９号
亡山口**喜**一郎の最後の住所　群馬県前橋市粕川町女渕317番地４
破産者　被相続人亡山口**喜**一郎相続財産
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８２５号
千葉県市川市北方３丁目18番３号
破産者　前田　照子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８号
千葉県成田市公津の杜１丁目４番地４（セーミ・リエスＤ館101号室）
破産者　藤崎　道夫
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１５３１号
名古屋市中区栄２丁目15番14号
破産者　エリット株式会社
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９０４号
名古屋市守山区今尻町1302番地
破産者　有限会社大澤土木
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４７号
兵庫県姫路市白国１丁目３番１号
破産者　有限会社大一興商
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部